

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第26号～議案第41号)

令和4年第1回(3月)川口市議会定例会

令和4年第1回（3月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 26号参考資料	川口市公有財産管理委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第 27号参考資料	川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2
議案第 28号参考資料	川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3
議案第 29号参考資料	川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5
議案第 30号参考資料	川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	8
議案第 31号参考資料	川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	10
議案第 32号参考資料	川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	15
議案第 33号参考資料	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	17
議案第 34号参考資料	川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	20
議案第 35号参考資料	川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	22
議案第 36号参考資料	川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	27

議案第	37号参考資料	川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表	30
議案第	38号参考資料	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	31
議案第	40号参考資料	川口市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表	40
議案第	41号参考資料	川口市消防団条例の一部を改正する条例案新旧対照表	41

議案第 26号参考資料

川口市公有財産管理委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市公有財産管理委員会条例（昭和53年条例第49号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次_____に掲げる事項について調査審議する。 (1) ・(2) (略) (3) _____特殊な用途に供する<u>公有財産</u>の管理運営に関すること。 2 (略)</p>	<p>（所掌事務） 第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議する。 (1) ・(2) (略) (3) <u>市有店舗及び住宅付店舗その他</u>特殊な用途に供する<u>財産</u>_____の管理運営に関すること。 2 (略)</p>

議案第 27号参考資料

川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,569人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>25人</u></p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 <u>575人</u></p> <p>(4) ～(7) (略)</p> <p>(8) 消防職員 <u>601人</u></p> <p>(9) 公営企業の事務部局の職員</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院事業 <u>908人</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,543人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>24人</u></p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 <u>573人</u></p> <p>(4) ～(7) (略)</p> <p>(8) 消防職員 <u>587人</u></p> <p>(9) 公営企業の事務部局の職員</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院事業 <u>884人</u></p> <p>2・3 (略)</p>

議案第 28号参考資料

川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法_____第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（病気休暇）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 職員は、次により療養を要する場合に、それぞれの場合について定める期間の範囲内においてその療養に必要な期間、病気休暇を受けることができる。</p> <p>(1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（<u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。</u>）による負傷若しくは疾病の場合 その療養に必要な期間</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法<u>（明治29年法律第89号）</u>第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（病気休暇）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 職員は、次により療養を要する場合に、それぞれの場合について定める期間の範囲内においてその療養に必要な期間、病気休暇を受けることができる。</p> <p>(1) 公務上の負傷又は疾病_____の場合 その療養に必要な期間</p>

(2) (略)

(特別休暇)

第14条 (略)

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(10) (略)

(11) 災害による職員の現住居の滅失又は損壊の場合 7日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(12)～(22) (略)

(23) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(2) (略)

(特別休暇)

第14条 (略)

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(10) (略)

(11) 災害による職員の現住居の滅失又は破壊の場合 7日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(12)～(22) (略)

以下この号において「取得期間」という。)内において7日の範囲内で会計年度任用職員の勤務時間等を考慮し規則で定める日数。ただし、任命権者が必要と認めるときは、取得期間を変更することができる。

(12) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間)の範囲内の期間

(13) 女子の会計年度任用職員の出産の場合 出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から産後8週間を経過する日までの期間

(14) 会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産の場合 2日の範囲内においてその都度必要と認める期間。この場合において、任命権者が特別な事情があると認めるときは、別に1日を与えることができる。

(15) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(無給の特別休暇)

第14条 会計年度任用職員(第1号、第10号及び第11号に掲げる場合にあつては、規則で定める会計年度任用職員に限る。)は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間の無給の特別休暇を受けることができる。

(1) (略)

(2)・(3) (略)

(4) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分間(男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子

以下この号において「取得期間」という。)内において7日の範囲内で会計年度任用職員の勤務時間等を考慮し規則で定める日数。ただし、任命権者が必要と認めるときは、取得期間を変更することできる。

(無給の特別休暇)

第14条 会計年度任用職員(第1号、第13号及び第14号に掲げる場合にあつては、規則で定める会計年度任用職員に限る。)は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間の無給の特別休暇を受けることができる。

(1) (略)

(2) 女子の会計年度任用職員の出産の場合 出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から産後8週間を経過する日までの期間

(3)・(4) (略)

(5) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分間(男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子

について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）

(5)～(7) (略)

(8)・(9) (略)

(10)・(11) (略)

について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）

(6)～(8) (略)

(9) 会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第12号において同じ。）の出産の場合 2日の範囲内においてその都度必要と認める期間。この場合において、任命権者が特別な事情があると認めるときは、別に1日を与えることができる。

(10)・(11) (略)

(12) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(13)・(14) (略)

議案第 30号参考資料

川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p>

ルタイム会計年度任用職員には、一般職給与条例の適用を受ける職員の例により、初任給調整手当を支給する。

2 別表第1の2医療職給料表（1）の適用を受ける職に新たに採用されたパートタイム会計年度任用職員には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

(1) ～(3) (略)

(地域手当及びこれに相当する報酬)

第6条 (略)

2 パートタイム会計年度任用職員には、基本報酬の額を月額で定める者において勤務1月につき、日額で定める者において勤務1日につき、時間額で定める者において勤務1時間につき第3条第3項から第5項までの規定による基本報酬の額（以下「基本報酬の額」という。）に、一般職給与条例第8条の2第2項に定める割合を乗じて得た額を、それぞれ地域手当に相当する報酬として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 (略)

2 パートタイム会計年度任用職員の第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 基本報酬を月額で定める者 基本報酬の額及び第6条第2項に規定する地域手当に相当する報酬の額（以下「地域手当に相当する報酬の額」という。）の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数で除して得た額

(2) ・(3) (略)

3 (略)

(期末手当)

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（任期が6月以上の者その他の者で規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）に対し

ルタイム会計年度任用職員には、一般職給与条例の適用を受ける職員の例により、初任給調整手当を支給する。

2 医師又は歯科医師の 職に新たに採用されたパートタイム会計年度任用職員には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

(1) ～(3) (略)

(地域手当及びこれに相当する報酬)

第6条 (略)

2 パートタイム会計年度任用職員には、基本報酬の額を月額で定める者において勤務1月につき、日額で定める者において勤務1日につき、時間額で定める者において勤務1時間につき第3条第3項から第5項までの規定により任命権者が定めた基本報酬の額（以下「基本報酬の額」という。）に、一般職給与条例第8条の2第2項に定める割合を乗じて得た額を、それぞれ地域手当に相当する報酬として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 (略)

2 パートタイム会計年度任用職員の第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 基本報酬を月額で定める者 基本報酬の額及び 地域手当に相当する報酬の額 の 合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数で除して得た額

(2) ・(3) (略)

3 (略)

(期末手当)

第15条 一般職給与条例第16条から第16条の3までの規定（一般職給与条例第16条第3項及び第5項の規定を除く。）は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（任期が6月以上の者その他の者で規則で定める

て、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（パートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額を規則で定める方法により月額に換算した額）（次項において「給料等の月額」という。）とする。

4 別表第1の1行政職給料表の適用を受ける会計年度任用職員でその職務の級が3級であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定める会計年度任用職員については、前項の規定にかかわらず、給料等の月額に、給料等の月額に100分の5を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

6 一般職給与条例第16条の2及び第16条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、一般職給与条例第16条の2中「前条第1項」とあるのは、「川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）第15条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(略)

ものに限る。)について準用する。この場合において、一般職給与条例第16条第4項中「前2項」とあるのは「第2項」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の額及び地域手当の月額の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に該当する者にあつては、川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）第3条第3項から第5項までの規定により任命権者が定めた基本報酬の額及び同条例第6条第2項に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額を規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 (略)

別表第1（第3条関係）
（略）

（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
2 令和2年12月に支給する期末手当に係る第15条において準用する一般職給与条例第16条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。
別表第1（第3条関係）
（略）

○ 川口市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第40号）（附則第3項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）第3条第3項から第5項までの規定による <u> </u>基本報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>	<p>（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）第3条第3項から第5項までの規定により任命権者が定めた基本報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>

議案第 32号参考資料

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市保健衛生関係事務手数料条例（平成29年条例第55号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（狂犬病予防法に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第12条 狂犬病予防法（以下この条において「法」という。）及び狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に登録等の申請をしようとする者又は注射済票の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第4条第1項の規定に基づく犬の登録申請手数料（動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第2項の規定により法第4条第1項の規定に基づく犬の登録申請があったものとみなされる場合における登録申請手数料を含む。）</u></p> <p>1件につき 3,000円</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>（動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第19条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に登録等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) <u>法第39条の7第6項の規定に基づく犬の鑑札の交付手数料 1件につき 1,600円</u></p> <p>（手数料等の徴収時期）</p> <p>第24条 第2条から第22条までに規定する手数料及び前条に規定する費用（以下「手数料等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときに徴収する。<u>ただし、第12条第1号に掲げる手数料については、市長が別</u></p>	<p>（狂犬病予防法に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第12条 狂犬病予防法（以下この条において「法」という。）及び狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に登録等の申請をしようとする者又は注射済票の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第4条第2項の規定に基づく犬の登録申請手数料 _____</p> <p>_____</p> <p>1件につき 3,000円</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>（動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第19条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に登録等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>（手数料等の徴収時期）</p> <p>第24条 第2条から第22条までに規定する手数料及び前条に規定する費用（以下「手数料等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときに徴収する。</p>

に定めるときに徴収することができる。

(1) 第2条、第4条から第10条まで、第12条（第2号を除く。）、第13条、第14条、第16条から第18条まで、第19条（第6号を除く。）及び第20条から第22条までに規定する手数料 申請又は申請に対する処分に係る書類の交付のとき。

(2) (略)

(3) 第12条第2号及び第19条第6号に掲げる手数料 注射済票又は鑑札の交付のとき。

(4) (略)

(手数料等の免除)

第26条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料等を免除することができる。

(1) (略)

(2) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬について、その使用者から第12条各号及び第19条第6号に掲げる手数料に係る申請があったとき。

(3) (略)

(1) 第2条、第4条から第10条まで、第12条（第2号を除く。）、第13条、第14条及び第16条

から第22条までに規定する手数料 申請又は申請に対する処分に係る書類の交付のとき。

(2) (略)

(3) 第12条第2号に規定する _____ 手数料 注射済票 _____ の交付のとき。

(4) (略)

(手数料等の免除)

第26条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料等を免除することができる。

(1) (略)

(2) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬について、その使用者から第12条各号 _____ に掲げる手数料に係る申請があったとき。

(3) (略)

議案第 33号参考資料

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第12条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童</u> _____ _____ に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童の</u>福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第12条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童等</u>（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）<u>に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

○ 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																												
<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第14条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">読み替える規定</th> <th style="width: 40%;">読み替えられる字句</th> <th style="width: 40%;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">第12条</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 入所中の<u>児童</u> <hr/> <hr/> に対し法 第47条第1項本文の規 定により親権を行う場 合であって懲戒するとき 又は同条第3項 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">その<u>児童</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)			第12条	(略)	(略)	入所中の <u>児童</u> <hr/> <hr/> に対し法 第47条第1項本文の規 定により親権を行う場 合であって懲戒するとき 又は同条第3項	その <u>児童</u>	(略)			<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第14条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">読み替える規定</th> <th style="width: 40%;">読み替えられる字句</th> <th style="width: 40%;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">第12条</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 入所中の<u>児童等</u>（法第3 3条の7に規定する児童 等をいう。以下この条に おいて同じ。）に対し法 第47条第1項本文の規 定により親権を行う場 合であって懲戒するとき 又は同条第3項 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">その<u>児童等</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)			第12条	(略)	(略)	入所中の <u>児童等</u> （法第3 3条の7に規定する児童 等をいう。以下この条に おいて同じ。）に対し法 第47条第1項本文の規 定により親権を行う場 合であって懲戒するとき 又は同条第3項	その <u>児童等</u>	(略)		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																											
(略)																													
第12条	(略)	(略)																											
	入所中の <u>児童</u> <hr/> <hr/> に対し法 第47条第1項本文の規 定により親権を行う場 合であって懲戒するとき 又は同条第3項																												
	その <u>児童</u>																												
(略)																													
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																											
(略)																													
第12条	(略)	(略)																											
	入所中の <u>児童等</u> （法第3 3条の7に規定する児童 等をいう。以下この条に おいて同じ。）に対し法 第47条第1項本文の規 定により親権を行う場 合であって懲戒するとき 又は同条第3項																												
	その <u>児童等</u>																												
(略)																													

- 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）（附則第3項関係）
 （下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																			
<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第19条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項、第4項及び第5項、第6条（第2項ただし書を除く。）、第10条から第12条まで、第14条（第1項及び第4項ただし書を除く。）、第15条第1項及び第4項、第18条、第19条第1項及び第2項、第33条第7号並びに第38条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: top;">第12条</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入所中の児童</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> _____ _____ _____ に対し、 法第47条第1項本文の 規定により親権を行う場 合であって懲戒するとき 又は同条第3項 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その児童</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)			第12条	(略)		入所中の児童	(略)	_____ _____ _____ に対し、 法第47条第1項本文の 規定により親権を行う場 合であって懲戒するとき 又は同条第3項		その児童			(略)			<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第19条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項、第4項及び第5項、第6条（第2項ただし書を除く。）、第10条から第12条まで、第14条（第1項及び第4項ただし書を除く。）、第15条第1項及び第4項、第18条、第19条第1項及び第2項、第33条第7号並びに第38条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: top;">第12条</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 入所中の児童等（法第3 3条の7に規定する児童 等をいう。以下この条に おいて同じ。）に対し、 法第47条第1項本文の 規定により親権を行う場 合であって懲戒するとき 又は同条第3項 </td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その児童等</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)			第12条	(略)		入所中の児童等（法第3 3条の7に規定する児童 等をいう。以下この条に おいて同じ。）に対し、 法第47条第1項本文の 規定により親権を行う場 合であって懲戒するとき 又は同条第3項	(略)	その児童等		(略)		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																		
(略)																																				
第12条	(略)																																			
	入所中の児童	(略)																																		
	_____ _____ _____ に対し、 法第47条第1項本文の 規定により親権を行う場 合であって懲戒するとき 又は同条第3項																																			
その児童																																				
(略)																																				
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																		
(略)																																				
第12条	(略)																																			
	入所中の児童等（法第3 3条の7に規定する児童 等をいう。以下この条に おいて同じ。）に対し、 法第47条第1項本文の 規定により親権を行う場 合であって懲戒するとき 又は同条第3項	(略)																																		
	その児童等																																			
(略)																																				

議案第 34号参考資料

川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第43号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第78条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第78条において同じ。）を行う場合</p> <p>3～8 （略）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第78条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第78条において同じ。）を行う場合</p> <p>3～8 （略）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活</p>

を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3～8 (略)

(従業者の員数)

第78条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3～8 (略)

を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3～8 (略)

(従業者の員数)

第78条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3～8 (略)

議案第 35号参考資料

川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例（平成30年条例第15号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 上がり用湯 洗い場_____に備え付けられた湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。</p> <p>(6) 上がり用水 洗い場_____に備え付けられた水栓及びシャワーから供給される水をいう。</p> <p>(7)～(9)（略）</p> <p>（衛生に必要な措置の基準）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第4条第2項の規定により条例で定める清潔を保持するための措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 入浴設備</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。</p> <p>エ 原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。</p> <p>オ（略）</p> <p>カ シャワーを設ける場合は、次のとおりとすること。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 上がり用湯 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓_____から供給される温水をいう。</p> <p>(6) 上がり用水 洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓_____から供給される水をいう。</p> <p>(7)～(9)（略）</p> <p>（衛生に必要な措置の基準）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第4条第2項の規定により条例で定める清潔を保持するための措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 入浴設備</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 浴槽水_____は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。</p> <p>エ（略）</p>

ア) 毎週 1 回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

イ) シャワーヘッド及びホースは、6 月に 1 回以上点検し、毎年 1 回以上内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を行うこと。

キ (略)

ク 水位計配管は、毎週 1 回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

ケ (略)

コ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

ア) ・イ) (略)

ウ) 集毛器は、毎日 1 回以上清掃及び消毒を行うこと。

エ) (略)

サ (略)

シ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、適宜清掃及び消毒を行うこと。

ス (略)

セ 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調節する調節箱を設ける場合は、生物膜の状況を監視するとともに、毎年 1 回以上清掃及び消毒を行うこと。

ソ・タ (略)

チ 自主管理に係る点検記録は、3 年間保存すること。

ツ 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の入浴設備については、イからセまで、タ及びチの規定は、適用しないこと。

(4) ～(6) (略)

5 法第 4 条第 2 項の規定により条例で定めるその他宿泊者の衛生に必要な措置のうち客室の定員は、旅館・ホテル営業及び下宿営業にあつては 3. 5 平方メートルにつき 1 人、簡易宿所営業にあつては 3. 3 平方メートルにつき 1 人（階層式寝台を置く場合にあつては、1. 6 5 平方メートルにつき 1 人）を基準とする。

オ (略)

カ (略)

キ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

ア) ・イ) (略)

ウ) 集毛器は、毎日 1 回以上清掃する _____ こと。

エ) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。

オ) (略)

ク (略)

ケ (略)

コ 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調節する調節箱を設ける場合は、当該調節箱を定期的に清掃する _____ こと。

サ・シ (略)

ス 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の入浴設備については、イからコまで及びシ _____ の規定は、適用しないこと。

(4) ～(6) (略)

5 法第 4 条第 2 項の規定により条例で定めるその他宿泊者の衛生に必要な措置のうち客室の定員は、旅館・ホテル営業及び下宿営業にあつては 3. 5 平方メートルにつき 1 人、簡易宿所営業にあつては 1. 5 平方メートルにつき 1 人 _____ を基準とする。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第8条 令第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ～(3) (略)

(4) 玄関帳場を設置しない場合は、次の要件を満たすこと。

ア 当該施設へおおむね10分以内に駆けつけることができる範囲内に、規則で定める管理体制を有する事務所（以下「管理事務所」という。）を有すること。

イ 施設の出入口付近に、宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器（録画機能を有するものに限る。）を設置し、その画像を常時確認することができる機器を管理事務所に設置すること。

ウ 宿泊者の本人確認を行うために、宿泊者本人を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器を施設に設置するとともに、施設及び管理事務所に双方の間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること。ただし、宿泊者と直接面接を行うことにより宿泊手続を行う場合は、この限りでない。

エ ウの規定により撮影機器及び通話機器を設置した施設内の場所並びに客室に、当該施設の名称及び営業者名、管理事務所の所在地並びに事故その他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者と常時連絡を取ることができる連絡先が表示されていること。

(5) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア～エ (略)

オ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

(イ) 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

カ (略)

(6) ～(8) (略)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第8条 令第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ～(3) (略)

(4) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア～エ (略)

オ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

カ (略)

(5) ～(7) (略)

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第9条 令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア～ウ (略)

エ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

(イ) 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

オ (略)

(4)～(6) (略)

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第10条 令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア～ウ (略)

エ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

(イ) 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

オ (略)

(2)・(3) (略)

(構造設備の適用除外)

第11条 第8条第2号、第3号エ及び第8号並びに第9条第2号及び第6号の規定は、次に掲げる施設については、適用しない。

(1)・(2) (略)

(責任者の届出)

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第9条 令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア～ウ (略)

エ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

オ (略)

(4)～(6) (略)

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第10条 令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア～ウ (略)

エ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

オ (略)

(2)・(3) (略)

(構造設備の適用除外)

第11条 第8条第2号、第3号エ及び第7号並びに第9条第2号及び第6号の規定は、次に掲げる施設については、適用しない。

(1)・(2) (略)

(責任者の届出)

第12条 法第3条の2第1項に規定する営業者は、第5条第4項第3号タの規定により入浴設備について日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

附 則

1・2 (略)

3 施行日の前日において旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成20年埼玉県条例第18号）附則第2項の規定の適用を受けていた旅館業の施設であって、施行日以後引き続き第8条第5号エからカまで、第9条第3号ウからオまで又は第10条第1号ウからオまでの規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る構造設備の基準については、施行日以後最初に当該部分の構造設備が変更されるまでの間は、同項の規定の例による。

第12条 法第3条の2第1項に規定する営業者は、第5条第4項第3号シの規定により入浴設備について日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

附 則

1・2 (略)

3 施行日の前日において旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成20年埼玉県条例第18号）附則第2項の規定の適用を受けていた旅館業の施設であって、施行日以後引き続き第8条第4号エからカまで、第9条第3号ウからオまで又は第10条第1号ウからオまでの規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る構造設備の基準については、施行日以後最初に当該部分の構造設備が変更されるまでの間は、同項の規定の例による。

議案第 36号参考資料

川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例（平成29年条例第74号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 上がり用湯 洗い場_____に備え付けられた湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。</p> <p>(6) 上がり用水 洗い場_____に備え付けられた水栓及びシャワーから供給される水をいう。</p> <p>(7)～(11)（略）</p> <p>（その他の公衆浴場の措置基準）</p> <p>第5条 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業に係るものの措置基準は、別表第1（第2号、<u>第24号及び第31号</u>を除く。）及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場のうち、サウナ室のみを入浴設備として利用させるものに係る措置基準は、別表第1（第12号から第16号まで、<u>第18号、第20号及び第22号から第31号</u>までを除く。）のとおりとするほか、シャワーを設けることとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（措置基準の緩和）</p> <p>第6条 前2条の規定にかかわらず、別表第1第1号、<u>第31号イ、第32号ア及び第34号</u>の規定については、市長が施設の利用形態から風紀に支障がないと認</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 上がり用湯 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓_____から供給される温水をいう。</p> <p>(6) 上がり用水 洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓_____から供給される水をいう。</p> <p>(7)～(11)（略）</p> <p>（その他の公衆浴場の措置基準）</p> <p>第5条 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業に係るものの措置基準は、別表第1（第2号、<u>第21号及び第28号</u>を除く。）及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場のうち、サウナ室のみを入浴設備として利用させるものに係る措置基準は、別表第1（第12号から第16号まで及び<u>第18号から第28号</u>までを除く。）のとおりとするほか、シャワーを設けることとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（措置基準の緩和）</p> <p>第6条 前2条の規定にかかわらず、別表第1第1号、<u>第28号イ、第29号ア及び第31号</u>の規定については、市長が施設の利用形態から風紀に支障がないと認</p>

めるときは、当該公衆浴場に対しては、これらの規定の一部を適用しないこととすることができる。

(責任者の届出)

第7条 法第2条の2第1項に規定する営業者は、別表第1第36号の規定により日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において公衆浴場法施行条例（平成20年埼玉県条例第19号）附則第2項の規定の適用を受けていた公衆浴場であって、施行日以後引き続き別表第1第10号、第13号、第27号ア、イ、オ、キ若しくはク、第29号、第31号ア若しくはウ又は第32号（アを除く。）の規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る措置基準については、当該部分に変更されるまでの間は、同項の規定の例による。

別表第1（第4条—第7条関係）

(1)～(17) (略)

(18) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。

(19) 原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。

(20) (略)

(21) シャワーを設ける場合は、次のとおりとすること。

ア 毎週1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

イ シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、毎年1回以上内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を行うこと。

(22) (略)

(23) 水位計配管は、毎週1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

(24)～(26) (略)

めるときは、当該公衆浴場に対しては、これらの規定の一部を適用しないこととすることができる。

(責任者の届出)

第7条 法第2条の2第1項に規定する営業者は、別表第1第33号の規定により日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において公衆浴場法施行条例（平成20年埼玉県条例第19号）附則第2項の規定の適用を受けていた公衆浴場であって、施行日以後引き続き別表第1第10号、第13号、第24号ア、イ、オ、キ若しくはケ、第26号、第28号ア若しくはウ又は第29号（アを除く。）の規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る措置基準については、当該部分に変更されるまでの間は、同項の規定の例による。

別表第1（第4条—第7条関係）

(1)～(17) (略)

(18) 浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。

(19) (略)

(20) (略)

(21)～(23) (略)

(27) 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

ア～オ (略)

カ 集毛器は、毎日1回以上清掃及び消毒を行うこと。

キ (略)

ク・ケ (略)

(28) (略)

(29) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下この号において「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、次のとおりとする _____ こと。

ア 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

イ 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ウ 適宜清掃及び消毒を行うこと。

(30)～(32) (略)

(33) 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調節する調節箱を設ける場合は、生物膜の状況を監視するとともに、毎年1回以上清掃及び消毒を行うこと。

(34) 7歳 以上の男女を混浴させないこと。

(35)・(36) (略)

(37) 自主管理に係る点検記録は、3年間保存すること。

(24) 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

ア～オ (略)

カ 集毛器は、毎日1回以上清掃する _____ こと。

キ (略)

ク 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。

ケ・コ (略)

(25) (略)

(26) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下この号において「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

(27)～(29) (略)

(30) 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調節する調節箱を設ける場合は、当該調節箱を定期的に清掃する _____ こと。

(31) 10歳 以上の男女を混浴させないこと。

(32)・(33) (略)

議案第 37号参考資料

川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（被保険者とししない者）</u> <u>第3条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。</u></p>	<p><u>（被保険者とししない者）</u> <u>第3条の2 次に掲げる者は、被保険者とししない。</u> <u>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないもの</u> <u>(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者であって、市長が当該施設の長の意見を聴いて定めるもの</u></p>

70,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 19,600円

イ・ウ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

70,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5 _____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5 _____に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5 _____に規定する総所得金額に係る同法 _____第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る _____被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 19,600円

イ・ウ (略)

(2) 法第703条の5 _____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者
(2項世帯主を除く。) 1人について 14,000円

イ・ウ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者
(2項世帯主を除く。) 1人について 5,600円

イ・ウ (略)

2 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(以下「未就学児」という。)が属する世帯の納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額した世帯にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について、次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,200円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について、次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,350円

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被保険者
(2項世帯主を除く。) 1人について 14,000円

イ・ウ (略)

(3) 法第703条の5_____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被保険者
(2項世帯主を除く。) 1人について 5,600円

イ・ウ (略)

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 250円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3, 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 500円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この項において同じ。)及び」とする。

附 則

1・2 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第22条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。)及び」とする。

附 則

1・2 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第22条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額

によるものとする。)及び」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

によるものとする。)及び」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条 _____ 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条 _____ 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

6 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得

6 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得

金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額()とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利

金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額()とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利

子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実

子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実

施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

15～20 （略）

施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

15～20 （略）

議案第 40号参考資料

川口市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市都市公園条例（昭和53年条例第45号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公園施設の設置基準） 第6条 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2 <u>（赤山歴史自然公園にあつては、100分の4）</u>とする。 2・3 （略）</p>	<p>（公園施設の設置基準） 第6条 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2 _____ _____とする。 2・3 （略）</p>

議案第 41号参考資料

川口市消防団条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市消防団条例（昭和25年告示第50号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（服務規律）</p> <p>第14条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基本団員は、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに</u>出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第18条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 住民に対し常に<u>災害</u>の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を<u>ていして</u>これに当たる心構えを持たなければならない。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>（報酬）</p> <p>第19条 団員には、別表第1に定める<u>年額報酬</u>を支給する。</p> <p><u>2 団員が災害時の職務及び警戒、訓練、広報等の職務に従事したときは、1日につき別表第2に定める出動報酬を支給する。</u></p> <p>（費用弁償）</p> <p>第20条</p> <p>(略)</p> <p>（報酬及び費用弁償の支給）</p> <p>第21条 <u>年額報酬</u>は、半期ごとに等分してそれぞれの最終の月の末日までに支給する。</p> <p><u>2 出動報酬は、各月ごとに取りまとめて翌月の末日までに支給する。</u></p> <p><u>3 前条</u>の費用弁償は、4半期ごとに取りまとめてそれぞれの最終の月の翌</p>	<p>（服務規律）</p> <p>第14条 団員は、団長の招集によって出動し<u>職務</u>に従事するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基本団員は、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは<u>あらかじめ</u>指定するところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第18条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 住民に対し常に<u>水火災</u>の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を<u>挺して</u>これに当たる心構えを持たなければならない。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>（報酬）</p> <p>第19条 団員には、別表<u>に</u>定める<u>報酬</u>を支給する。</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第20条 <u>団員が水火災、訓練又は警戒等に出動したときは、1回につき3,200円を費用弁償として支給する。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>（報酬及び費用弁償の支給）</p> <p>第21条 <u>報酬</u>は、半期ごとに等分してそれぞれの最終の月の末日までに支給する。</p> <p><u>2 前条第1項</u>の費用弁償は、4半期ごとに取りまとめてそれぞれの最終の月の翌</p>

月の末日までに支給する。

4 前3項に規定するもののほか、年額報酬及び出勤報酬並びに費用弁償の支給に関しては、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の規定を準用する。

別表第1（第19条関係）

種類	職名	報酬の額
(略)		

別表第2（第19条関係）

種別	要件	報酬の額
災害出勤	4時間未満の職務に従事した場合	4,000円
	4時間以上5時間未満の職務に従事した場合	5,000円
	5時間以上6時間未満の職務に従事した場合	6,000円
	6時間以上7時間未満の職務に従事した場合	7,000円
	7時間以上の職務に従事した場合	8,000円
	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき川口市災害対策本部が設置され、かつ、団長が命令した職務に従事した場合	8,000円
警戒出勤	警戒等の職務に従事した場合	3,200円
訓練出勤	訓練等の職務に従事した場合	3,200円
広報出勤	広報等の職務に従事した場合	3,200円

月の末日までに支給する。

3 前2項に規定するもののほか、報酬及び_____費用弁償の支給に関しては、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の規定を準用する。

別表____（第19条関係）

種類	職名	報酬の額（年額）
(略)		